

保証委託約款

第1条（保証委託契約の成立）

山銀保証サービス株式会社（以下保証会社という）が発行する信用保証書に基づいて、株式会社山形銀行（以下銀行という）が私（私ども）に融資した日をもって保証委託契約が成立するものとします。

第2条（委託の範囲）

- 私（私ども）が保証会社に保証委託する保証債務の範囲は、銀行が実施している表記ローン制度による私（私ども）の銀行からの借入金、利息、損害金、その他一切のものを含みます。
- 私（私ども）が保証会社の保証を得て融資を受けるについては、期日には元利金共相違なく支払を完了いたします。

第3条（保証料）

- 私（私ども）は、この保証に伴う保証会社所定の保証料を、借入申込時に次の各号のいずれかを選択し、保証会社と銀行の定めるところに従い支払います。
 - 保証料全額を借入時に銀行を通じて一括して支払う方法（一括前払い）
 - 銀行に対して支払う借入利息の中から銀行を通じて支払う方法（分割支払い）
- 私（私ども）が借入金債務を繰上返済し未経過保証料がある場合は、保証会社所定の計算方法により未経過保証料を算定し、繰上返済に伴う手数料ならびに諸費用を差し引きしたうえで保証会社所定の返還方法により返戻することに異議ありません。ただし、前記未経過保証料が繰上返済に伴う手数料ならびに諸費用の合計に満たない場合は返戻されなくても異議ありません。

第4条（事務手数料）

私（私ども）は保証会社に対し、次の各号に該当したときは保証会社所定による事務取扱手数料を支払います。なお、事務取扱手数料の支払方法は保証会社と銀行の定めるところに従います。

- 第1条に基づき保証委託契約が成立したとき
- 私（私ども）が表記ローンの保証条件の変更を申込み保証会社が承認したとき
- 私（私ども）が借入金債務を繰上返済したとき

第5条（反社会的勢力の排除）

- 私（私ども）および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および暴力団員と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私（私ども）および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、また保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第6条（担保）

- 保証会社に差入れた担保について、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または連帯保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差入れ、または連帯保証人を追加します。
- 保証会社に差入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、保証会社において一般に適当と認められる方法、時期、価格により処分されても異議はありません。
- 私（私ども）および連帯保証人は保証会社の請求により直ちに火災保険、生命保険の契約を締結し、その保険金請求権に質権を設定し、またはこれを譲渡することに応諾いたします。

第7条（求償権の事前行使）

私（私ども）および連帯保証人が次の各号に該当し、求償権の保全に支障が生じ、または生ずるおそれがあるときは、第8条の代位弁済前に求償権行使されても異議はありません。

- 本約款の約旨および銀行との約定に違反し、銀行に対する債務の履行を遅滞したとき
- 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があつたとき
- 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があつたとき
- 暴力団員等もしくは第5条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- その他保証会社において銀行もしくは保証会社に対する債務の履行を困難とする事実を予見または認知されたとき

第8条（代位弁済）

- 私（私ども）が債務の全部または一部を履行しなかつたため、銀行から保証会社に保証債務の履行を求められたときは、私（私ども）および連帯保証人に対して何等通知、催告なく代位弁済されても異議はありません。
- 保証会社の前項の弁済によって取得された権利を行使する場合には、私（私ども）が銀行との間に締結した契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとします。

第9条（求償権の範囲）

私（私ども）は保証会社が代位弁済をしたときは、保証会社に対して代位弁済額全額およびこれに対して弁済の日より完済の日まで、年14%の割合（年365日の日割計算）による損害金ならびに避けることのできなかつた費用、その他の損害をお支払いいたします。

第10条（中止・解約・終了）

- 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときまたは、暴力団員等もしくは第5条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 前項により保証会社から保証を中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

第11条（弁済の充当順序）

私（私ども）および連帯保証人の弁済した金額が保証会社に対する債務の全額を消滅されるに足りないときは、保証会社が適当と認められる順序、方法により充当されても異議はありません。

第12条（通知義務）

- 私（私ども）または連帯保証人がその住所、氏名、勤務先等に変更を生じその他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
- 私（私ども）の財産、経営、業況、収入等について保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれがあるとき、その他求償権行使に影響ある事態が生じたときは、直ちに保証会社に通知し、その指示に従います。
- 前第1項の届出がないために、保証会社が私（私ども）または連帯保証人に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着または到着しなかつた場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第13条（成年後見人等の届出）

- 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。
- 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
- 私および連帯保証人またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
- 私および連帯保証人またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。

前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第14条（公正証書の作成）

私（私ども）および連帯保証人は保証会社の請求があるときは、直ちに強制執行をうける旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをいたします。

第15条（費用の負担）

私（私ども）および連帯保証人は保証会社が代位弁済によって取得された権利の保全、もしくは行使、または担保の保全、もしくは処分に要した費用、および被担保債権保全のために要した費用等この契約から生じた一切の費用を負担します。

第16条（連帯保証人）

- 連帯保証人は、私の委託を受けて、この契約の各条項を承諾のうえ、債務者が保証会社に対し負担する一切の債務について、連帯しての履行をいたします。
- 保証会社に差入れた担保または連帯保証人について、変更・解除・放棄・返還等をされても連帯保証人の責任には変動を生じないものとします。
- 連帯保証人が銀行に対して保証会社の保証にかかる借入債務について保証をしたときは、保証会社と連帯保証人との間における求償の関係を次のとおりとします。
 - 保証会社が代位弁済をしたときは、連帯保証人は保証会社に対して求償権全額を返済いたします。
 - 連帯保証人が銀行に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は保証会社に対して何等求償をいたしません。
- 保証会社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第17条（免責条項）

私（私ども）および連帯保証人は証書等の印影を私（私ども）および連帯保証人の届出の印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引されたときは、証書等印章について偽造・変造・濫用等の事故があつてもこれによって生じた損害は私（私ども）の負担とし、証書等の記載文言に従つて責任を負います。

第18条（管轄裁判所の合意）

私（私ども）および連帯保証人に関する訴訟、調停および和解については、保証会社の所在地の裁判所とすることに合意します。

第19条（約款の変更）

- 保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要が生じたときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 保証会社は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以上